

マレーシア

外国人労働者削減でコスト増

ジェトロ海外調査部アジア大洋州課 田中 麻理

2020年までの高所得国入りを目指すべく、産業高度化への取り組みが進む。一方、労働集約型産業を中心に外国人労働者への依存が続く。上記目標達成に向け、政府は16年に入ってから外国人労働者削減策を次々と発表している。だが迷走も見られる。企業にとって困惑の対象ともなっているマレーシアの労働政策を明らかにすれば――。

外国人労働者依存の現状

人口約3,000万人のマレーシアは、ブミプトラ（マレー系と先住民族の総称）、中華系、インド系の国民に加え、多くの外国人が居住する多民族国家だ。製造業、建設、プランテーションといった労働集約型産業や、レストランなどのサービス業にとって、外国人労働者の存在は大きい。しかし、国内では治安悪化やマレーシア人の雇用機会喪失の要因であるとする見方も根強く、国際社会からは強制労働や人身売買の温床として厳しい目が向けられている。「2020年までに1人当たりGNI（国民総所得）1万5,000ドル超を達成し、高所得国入りする」という目標に向け、政府は産業高

度化の推進、単純労働に従事する外国人労働者の削減へとかじを切ろうとしている。

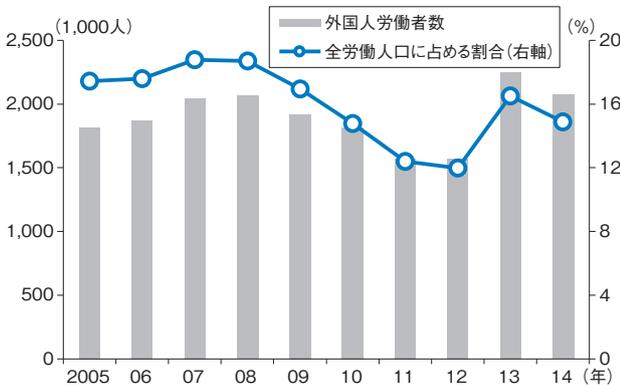
マレーシア統計局によると、14年の労働人口（15～64歳）は約1,400万人、うち合法の外国人労働者が約200万人と全体の14.9%を占める（図）。不法就労者を合わせると、労働人口の約4分の1が外国人労働者となる。主な出身国は近隣諸国。インドネシア（39.5%）、ネパール（23.6%）、バングラデシュ（14.3%）が多く、ミャンマー、インド、フィリピンが続く。その数の推移を見ると、大幅に減少したことはない。

雇用に当たっては、マレーシア人の応募がないことなど複数の条件がある。また、企業がやむを得ず解雇する場合、従業員の能力が同程度であれば、マレーシア人よりも外国人を先に解雇しなければならないとの定めもある。外国人労働者は人手不足を解消する働きを持つ半面、人員整理の対象にもなりやすい。その意味では雇用上の調整弁の役割を果たすともいえよう。

レビー増額に産業界から“異義あり”

政府が実施した外国人労働者削減策は、①年次雇用税（レビー）の増額、②新規受け入れの凍結、の二つ。外国人労働者の一人一人に課されるレビーは、原則として本人負担だが、自ら負担する企業も少なくない。レビーを払ってでも外国人労働者を確保する必要があるという、企業側の事情がうかがえる。政府は16年2月、レビー増額案を発表。増額の理由について内務省は、「マレーシア人の雇用を優先し、外国人労働者は最後の手段とするため」と述べた。製造業および建設業でのレビーは、16年3月から48%増の1,850リンギ（約5万円）となった。急激かつ大幅な増額だったため、現地業界団体やマレーシア日本人商工会議所（JACTIM）からはさらなる見直しを求める声もある。

図 外国人労働者数の推移



注：2013年の増加は、アムネスティ・プログラム（6P）により、約50万人の不法就労外国人を合法化したため
 資料：マレーシア統計局、マレーシア経済企画庁を基に作成

外国人労働者の新規受け入れ凍結については、16年3月に閣議決定された。解除の見通しについては明確にしていない。マレーシア製造業者連盟（FMM）は、政府の方針に理解を示しつつも、製造業の84%が深刻な労働者不足に陥っているとのアンケート結果を挙げて、急激な受け入れ凍結は企業の操業に支障をきたすと指摘した。7月には、50~100リングの最低賃金引き上げが決定している。マレーシア人の所得増加がその目的だが、外国人労働者も適用対象となる。

外国人労働者の新規受け入れ凍結政策の裏では、受け入れ増をおわせる動きもある。レビー引き上げが最初に発表された2週間後、バングラデシュ政府との間で、今後3年間で150万人の労働者を受け入れるという内容の覚書（MOU）を締結した。だがその翌日には、バングラデシュ人を含む外国人労働者の新規受け入れ凍結を発表しているのだ。マレーシア政府は、覚書締結時には触れていなかった150万人という数字に言及し、「バングラデシュがマレーシアに限らず外国に送り出すことができる総労働者数である」と説明した。また、凍結は一時的であり、「覚書の内容には反していない」と強調した。産業界に対しては、「不法就労外国人の合法化登録」を呼び掛けた。期限の16年6月末以降、一通りの合法化登録が済めば解除されるとの見方もある。16年4月末には国営通信が、政府は新規受け入れ凍結解除に向け検討を始めたと報じるなど、規制緩和の兆しも見える。とはいえ短期間で二転三転する政府の労働政策には企業も困惑し、「フリップ・フロップ・ポリシー（コロコロ変わる政策）」と揶揄する声も上がっている。

日本企業からも不安の声

影響は日系企業にも及んでいる。製造業のA社は、バングラデシュ人やネパール人を中心に約300人を雇用。同社の担当者は、「マレーシア人への切り替えを検討したが集まらなかった」と語る。また、3D（汚い、危険、きつい）といわれる製造ラインに就くマレーシア人労働者を確保するのは「現実的ではない」とも指摘する。全従業員数の2割が外国人労働者だという日系B社では、「リング安や物品・サービス税（GST）導入による生活費上昇により、契約の2年間で満了せず帰国する外国人労働者が増え、必要人員が確保できな

い」。またマレーシア国内の景気悪化が、外国人労働者の確保・維持にも深刻な影響を与えているという。

マレーシアにおける外国人労働者数は減っているように見えるが、彼らが抜けた穴をマレーシア人が補填する（ほてん）という構造にはなっておらず、マレーシア人の雇用拡大にはつながっていない。近隣諸国に比べて賃金水準は高いものの、外国人を含む熟練労働者が確保しやすいとして、これまで多くの日系企業がマレーシアを進出先に選んできた。今後、外国人労働者削減策のさらなる強化が続けば、コスト増を吸収し切れなくなった日系企業が事業を縮小したり、撤退する事態すら懸念される。

TPPを視野に入れた企業戦略を

非熟練外国人労働者の受け入れを引き締める一方で、高い技術や知識を有する人材の誘致には力を入れている。国外に居住するマレーシア人専門技術者に対する「専門家帰国プログラム」や、優秀な外国人誘致を目的とした「レジデンス・パス」などの制度も、そうした政策の一環である。

ASEAN域内における熟練労働者・専門家の移動自由化の取り組みにも積極的だ。ビジネスパーソンの一時的入国および滞在の促進や関連手続きの円滑化を目的とした「ASEAN 自然人移動協定」は、本稿執筆時点（16年6月）では未発効だが、マレーシアは既に国内での批准手続きを終えている。「専門家サービス資格の相互承認協定」では八つの資格分野での署名が完了、運用が一部始まっている。制度に加え、ASEAN域内で人材の流動性が高まれば、高度人材呼び込みにも追い風になるだろう。

第11次5カ年計画（16~20年）の中でマレーシア政府は、労働集約型産業における自動化・機械化を進め、同計画最終年となる20年には外国人労働者の全労働人口に占める比率を15%以内に抑え込むとしている。政府が外国人労働者の削減策を立て続けに発表した背景には、20年が迫りつつあることへの焦燥感もあるのかもしれない。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定参加国マレーシアは、TPP域内ビジネスの拠点としても期待されている。在マレーシア日系企業にとって、外国人労働者の削減という現実にも本格的に向き合わなくてはならない日は近い。

